

成年後見制度利用支援事業改正について

資料 3

1. 改正内容

今回の改正において、以下の3点の見直しをおこないました。

- (1) 市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用の助成
- (2) 生活保護以外の低所得者への費用助成
- (3) 後見監督人等が選任される場合の報酬への助成を対象と拡充する

2. 費用助成対象者の要件

- (1) 生活保護受給者
- (2) 中国残留邦人等円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付等を受けている者
- (3) 下記の「費用助成対象者の要件」に掲げるすべての項目を満たす者で、助成を受けなければ、制度の利用が困難な者
 - ア 町民税非課税世帯(世帯員全員が非課税)の者
 - イ 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下の者
 - ウ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であるもの
 - エ 世帯員が居住する家屋その他の日常に必要な資産以外に利用しうる資産を所有していない者
 - オ 負担能力のある親族等に扶養されていない者

3. 施行日

令和5年4月1日